

尼崎市公共建築物における木材利用促進に関する方針

平成 29 年 6 月 1 日 策定

公共建築物等における木材利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、兵庫県が定めた「兵庫県公共建築物等木材利用促進方針」に即して、尼崎市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を次のとおり定める。

第 1 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材利用の促進の意義と効果

森林は、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等において重要な役割を担っている。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有していることから、木材の利用を促進し木材の需要を拡大することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び循環型社会の形成や林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮にも貢献することが期待される。

なかでも公共建築物は、広く市民の利用に供されるものであることから、木と触れ合い木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。

2 木材の利用の促進のための基本的方向

(1) 市が整備する公共建築物

建築物の用途や、建設コストのほか維持管理及び解体・廃棄等のコストを含めたライフサイクルコスト、法令の制限や機能性等の制約、施設等の利用者ニーズ、木材の利用による付加価値や効果等を勘案のうえ、兵庫県産をはじめ国産木材の利用に努めるものとする。

(2) 市以外の者が整備する公共建築物

広く市民に利用され、文化・福祉の向上に資するなど公共性の高い学校、社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育施設、公共交通機関における旅客の乗降・待合施設を整備する事業者を中心に、木材の利用促進について PR し、連携を図るものとする。

第 2 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

市が整備する公共建築物においては、次のとおり木材の利用に努めるものとする。

なお、利用の促進及び検討にあたっては本方針第 1 を踏まえるものとする。

- 1 木材の利用にあたっては、その付加価値や効果等が特に高いと考えられる、内装の木質化を中心に推進するものとする。
- 2 内装の木質化にあたっては、主に子どもや高齢者が利用する教育施設や福祉施設等を中心に推進するものとする。

また、その他の施設については、ホールやエントランスなど多数の市民が利用し目に触れる機会が多く、木質化による効果が高いと考えられる部分を中心に、内装の木質化を図る。

- 3 木質化を図る部材については、床、腰壁、内部建具等を中心に検討するものとする。
また、多くの市民が木材の持つ優れた特性や木材利用の意義を知ることができるようPRに努め、木材利用の促進を図るものとする。
- 4 本方針により利用する木材製品のうち、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に規定する特定調達品目に該当するものは、原則として国の定める環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された「判断の基準」を満たすものとする。

第3 その他市の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

公共建築物の木材利用を推進するためには、市域にとどまらない広域的な視点にたった木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備や、木造施設の整備状況など木造化・木質化に関する情報共有が必要なことから、兵庫県・他市町との連携を図りながら木材利用の促進を図るものとする。

※用語の定義

木造化

新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。

木質化

新築、増築、改築又は模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分等に木材を利用すること。